

(11) 商標使用許諾契約書

〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と×××株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の所有する商標の使用許諾に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（定義）

本契約書において使用する次の用語の意味は、以下のとおりとする。

(1) 「本商標」とは、甲の所有する次の商標をいう。

登録番号：第〇〇〇〇〇〇〇号

登録日： 年 月 日

商標名：「〇〇〇〇」

指定商品と役務：「〇〇〇〇」（第〇類）

「〇〇〇〇」（第〇類）

「〇〇〇〇」（第〇類）

(2) 「本製品」とは、乙により製造され、本商標を付して販売される次の商品に係る製品をいう。

商品名1：「〇〇〇〇」

商品名2：「〇〇〇〇」

(3) 「地域」とは、日本国内をいう。

第2条（使用許諾）

甲は、乙に対し、本商標につき、本製品を地域において製造及び販売する通常使用権を許諾する。

2 乙は、前項により許諾された通常使用権を自己の費用で登録することができるものとし、甲は、乙の請求により、それに必要な書類を乙に提供するものとする。

3 乙は、甲の書面による事前承諾を得なければ、第三者に対して再使用権を許諾することができない。

第3条（本商標の維持）

甲は、本契約の有効期間中、本商標を維持しなければならない。

第4条（対価）

乙は、甲に対し、第2条に基づく使用許諾の対価として、本契約の有効期間中に製造及び販売した本製品につき、その正味販売価格の〇%の使用料を支払う。

第5条（報告・支払）

乙は、甲に対し、各歴年中に発生した使用料額を計算の上当該歴年終了後30日以内にそれを書面で報告し、かつ60日以内に、甲の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。

- 2 前項で乙から甲に支払われる金額に消費税が加算されるものとし、銀行手数料は乙の負担とする。

第6条（帳簿・検査）

乙は、歴年ごとに、本製品の製造及び販売に関する別個独立の帳簿を作成し、関係書類とともにそれを本契約の有効期間中及び終了後3年間、乙の本店に保管する。

- 2 甲は、その指定する公認会計士をして前項の帳簿及び関係書類を検査させることができ、乙はこれに協力する。

第7条（不保証）

甲は、本商標につき無効事由の存在しないことを保証しない。

- 2 甲は、乙による本商標の使用が第三者の権利により制限を受けないことを保証しない。

第8条（不爭義務）

乙が、直接又は間接に本商標の有効性を争う場合、甲は、本契約を解約できる。

第9条（侵害の排除）

乙は、本商標が第三者により侵害された事実を発見したときは、速やかにその旨を甲に報告し、かつその入手した証拠資料を甲に提供する。

- 2 甲及び乙は、本商標の侵害者に対する対応策等について協議し、甲が当該侵害者対して差止請求訴訟等を提起する場合には、乙はそれに協力する。

第10条（品質保持等）

乙は、本商標の使用の形態と方法について、その色彩、大きさも含めて甲の書面による事前の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、本契約に従い製造及び販売する本製品の品質維持に努め、本商標の出所表示機能、品質保証機能及び広告宣伝機能を損う行為を行ってはならない。

第11条（使用義務）

乙は、本契約の有効期間中、本製品の製造及び販売に最善の努力を払う。

第12条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の締結及び履行にあたり相手方から秘密として特定して開示された相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前承諾を得なければ、第三者に開示又は漏洩してはならない。

第13条（解 約）

甲又は乙は、相手方が、本契約のいずれかの義務を履行しないときには、相手方にもその履行を催告し、催告後30日以内にそれを是正しないときは、本契約を解約することができる。

第14条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から〇年間とする。

第15条（協 議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、友好的解決を図る。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和××年×月×日

東京都 〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
甲 〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

東京都 〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
乙 ×××株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

商標使用許諾契約書チェックリスト

条文	チェック項目
前 文	
第 1 条 定義	①用語の定義 商標：登録番号・登録日・商標名・指定 商品と役務 製品：商品名
第 2 条 使用許諾	①種類 ②範囲 ③登録権利者/協力義務 ④再実施権
第 3 条 本商標の維持	①義務の内容
第 4 条 対価	①対価計算方法
第 5 条 報告・支払	①報告内容 ②報告時期 ③金額 ④支払方法 ⑤支払時期 ⑤消費税 ⑥銀行手数料
第 6 条 帳簿・検査	①閲覧者 ②閲覧できる帳簿 ③閲覧時期 ④帳簿の保管
第 7 条 不保証	①保証内容
第 8 条 不爭義務	①義務の内容
第 9 条 侵害の排除	①排除義務 ②協力内容
第 10 条 品質保持等	①使用形態 ②義務内容
第 11 条 使用義務	①努力義務内容
第 12 条 秘密保持	①秘密保持義務
第 13 条 解約	①事由
第 14 条 有効期間	①始期 ②終期
第 15 条 協議	①疑義ある事項の処理方法
後 文	